

市長交際費の情報公開基準に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市の保有する情報の一層の公開を図り、公正で透明な市政の推進に資するため、柏崎市情報公開条例（以下「条例」という。）及び柏崎市行政手続条例に基づき、市長交際費の支出に係る情報の公開（以下「情報公開」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報公開の判断基準)

第2条 市長交際費の支出に係る情報は、原則として公開する。ただし、次に掲げる情報は、条例第7条の規定により公開しないことができる。

- (1) 見舞金に係る支出の情報で、個人に関する情報に特別の配慮を必要とする場合において相手方を識別できるもの
- (2) 事務事業の交渉等に係る支出の情報で、公表することにより素直な意見の交換及び意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合又は当該事務事業の推進、執行等に支障を及ぼすおそれがある場合において相手方を識別できるもの及び内容が類推できるもの

(市長交際費に係る公文書)

第3条 情報公開の対象となる公文書は、次に掲げるとおりである。

- (1) 市長交際費支出伺
- (2) 経費執行伺兼支出伝票及び添付書類
- (3) 交際費支出内訳簿

附 則

この要領は、平成16年4月1日から実施する。